

平成27年度事業計画

北広島市高齢者総合ケアセンター聖芳園

はじめに

今年度はいよいよ介護報酬改定の年となりました。「社会保障審議会」等で多くの議論が展開された結果以下のような方向性が出されました。今後の介護保険の大きな柱である『地域包括ケアシステム』の構築のため、1. 中重度者や認知症高齢者への対応のさらなる強化 2. 介護人材確保対策の推進 3. サービス評価の適正化と効率的なサービス提供体制の構築が挙げられました。1では中重度の要介護者等を支援するための重点的な対応、活動と参加に焦点を当てたリハビリテーションの推進、看取り期における対応の充実、口腔・栄養管理に係る取り組みの充実。2では介護職員改善加算の更なる充実、サービス提供体制強化加算（介護福祉士の評価）の拡大。3では集合住宅へのサービス提供の適正化等であります。

介護報酬改定については、マイナス改定に伴い、基本報酬はほぼすべてのサービスで引き下げられ、中重度者や認知症、看取りへの対応、リハビリなどを加算で評価するという形が取られました。非常に厳しい状況にある介護保険財政の逼迫状況から制度の持続可能性を高めるための給付の重点化・効率化など機能重視の報酬体系をこれまで以上に進めるというものです。全体の改定率はマイナス2.27%（処遇改善でプラス1.65%、介護サービスの充実でプラス0.56%、報酬適正化等マイナス4.48%）の内訳は在宅分マイナス1.42%、施設分はマイナス0.85%であります。

今回の改正は、介護保険開始以降最も厳しい改定だと言われています。平成27年度はセンター全体では一千万円以上のマイナスが出るのが予測されており、積立ての取り崩しも必要です。加算を継続的に取るように引き締めつつ、次回3年後の改定まで持ちこたえることができるよう取り組んでいきたいと考えております。

また今後影響があるものとして平成29年4月までにすべての市町村で実施することとしている予防給付の見直しがあります。これは要支援者（予防給付）を介護保険サービスから除外し、市町村へ移行し地域支援事業とする方向のものです。これは利用者数の多い「訪問介護」と「通所介護」は生活支援のニーズが高いことから介護の知識や技術が必要なサービスとそれだけとは言えない生活援助やレクリエーション等と一緒に提供されていることから市町村が地域の実情に応じて重層的なサービスを地域支援事業として提供するというものです。全国一律の予防給付から、柔軟な取り組みができる形式にということですが市町村の状況によってサービスの量や質の低下、単価が変わることなどが予測され、全体的に見てサービスの標準化が保たれるのかと懸念されている現状もあります。こちらも保険者の取り組みを注視する必要があります。

これら数多くの課題が山積していますが、今年度は近隣の介護保険施設等の動向にも注目しつつ、何が求められているのか等できるだけ柔軟に対応することができるよう検討していきたいと考えます。

《 重点目標 》

聖芳園の基本理念である『大切にします、あなたへの思い。ささえます、一人ひとりの暮らし』を基本とした姿勢で取り組みます。

1. 介護保険制度の変化について学習を深め、それを意識しつつ業務に活かす。
2. 各事業所ごとに聖芳園『サービス行動基準』を基本としたサービスに努めるとともに特に職員のコミュニケーション能力の向上を図る。
3. 各事業所、部署間の連携を強化し、スムーズなサービス提供に繋げる。
4. 職員の確保及び定着に努める。
5. 事業の効率性を高め、財政基盤の安定化を図る。

1. サービス基盤の充実

サービス基盤の要として介護職員の確保が必須ですが、依然として業界全体で介護職員の雇用は厳しい状態が続いています。当センターでも若干の職員確保はできたものの、充足には至らない状態が慢性的に継続している状況となっています。昨年度は特に夜勤ができる介護職員の不足が顕著にみられ、他職種の応援や他事業所からの異動も含め、どうにか介護体制を維持してまいりました。現在も介護職員不足は続いており、本来業務に必要なフルタイム職員の確保が特に急務ですが、パート職員等の確保によりなんとか対応している状態です。

これらの現状から鑑みて、今後の具体的な方向性としては、パート職員からフルタイム職員へという流れも視野に入れつつ人材育成を行い職員確保に努めていくこととします。また従前より施行しておりますが、昨年度も契約職員2名を正規職員に雇用形態を変更し採用いたしました。今年度は介護報酬改定の年にあたり、より一層の厳しさは見込まれるものの各事業所の状況を考慮しながら、介護職員の正規採用を検討いたします。今年度はさらに契約職員の賃金改善を行ってまいります。

2. 施設機能の充実、強化

介護職員の入退職等により、職員間における専門的スキルの格差がみられるのは否めない状況にあります。これらの状況を改善するために今年度より施設内研修の一環として新たに介護力講座（スキルアップ研修）を行い「介護スキルの標準化」に努めます。

特別養護老人ホームにおいては、「施設における看取り期の対応」について看護・介護・相談職員の理解も深まっており実際の「看取り」も徐々に充実したものになっております。お客様、ご家族とも十分な意思疎通が図れていると思われませんが、さらにこの態勢を強化し特別養護老人ホームの大きな機能・特徴として活かされるよう努めてまいります。デイサービスにおいては、国が進める大きな施策の柱である認知症高齢者、中重度の要介護者の受け入れができる事業所として、今後も幅広く受け入れを図るものであります。

3. 財政基盤の安定化

前回の介護報酬改定でも減収となっており、さらに今年度のマイナス改定では財政的に厳しい状況が続くと予想されます。従前に積立ててきたものからいよいよ取り崩しを行わなければならない状況が始まりました。介護報酬本体が大きく下落した中では、確実に加算が算定できる要件を整えなければならないと思われそうですし、保険者の動きや、この数年急増した小規模施設の動向やデイサービスセンターの方向性も模索していかなければならない年になるかと思われそうです。

また、定員枠のある特別養護老人ホーム、短期利用施設、デイサービスセンター、居宅介護支援ステーションについては効率的なサービス利用を図るとともに、ホームヘルプステーションについては介護保険サービス、障害者総合支援法両法のサービスを効率的に活用し、サービス利用増に努めていきます。そして、住民の総合窓口とも言える包括支援センターを起点とし総合ケアセンターとしての役割を最大限に活用し、各種サービスに繋げることにより、上記の目標達成に向けてより近づけ、財政の安定化に繋げることができるよう努力してまいります。

4. 地域への公益的な活動

社会福祉法人として本体事業を行なうことはもちろんですが、地域へどのように貢献できるかを検討してまいりました。センターとして地域の誰もが安心して集うことのできる「サロン」の開催や認知症「カフェ」の取り組み、世代間交流等を始めたところでもあります。またセンター祭も地域の方がより集まりやすい形に今年度から準備を始めました。今まで以上に地域に根差したセンターとして努力してまいります。